

2026年2月2日

＜諸注意＞

在留資格認定証明書の代理申請を申し込んだ方へ

早稲田大学大学院アジア太平洋研究科
アドミッションズ・オフィス

「在留資格認定証明書」を受け取つたら、最初に記載されたあなたのお名前、生年月日などの内容に間違いがないかをよく確認してください。間違いがある場合は至急、当研究科アドミッションズ・オフィスに連絡してください。

留学ビザを取得するには、パスポートと共に、「在留資格認定証明書」および「入学許可書」のプリントコピーをあなたの居住国のお近くの日本大使館または総領事館に提出する必要があります。

「在留資格認定証明書」の有効期限は、通常、発行日から 3ヶ月であり、この期限までに留学ビザを取得し、日本に入国しなくてはいけません。ビザの申請についての最新の情報は、お近くの日本大使館または領事館にお問い合わせください。

日本へ入国する際は、この「在留資格認定証明書」は入国審査官に提出する必要がありますので「入学許可書」と共に入国の際に必ず携行してください。

入国の際には「在留カード」が発行されますが、「在留カード」は日本に滞在中のあなたの身分を証明する大変重要なものです。大切に保管してください。

また、来日後、最寄りの市（区）町村の役所の窓口にて住民登録を行い、空港にて入手した「在留カード」の裏面に登録住所の記載をうけてください。「在留カード」の写しは2026年4月14日（火）まで（または入国日以降 2週間以内）に、入学手続の手引き #2に記載された案内にしたがってご提出ください。

尚、事情により当研究科へ入学できなくなってしまった場合には、当研究科アドミッションズ・オフィスに至急連絡してください。

※個人情報の取り扱いについて

この度入国管理局から発行された在留資格認定証明書のデータは、留学生在留資格管理の観点から複写を大学で厳重に保管するよう、入国管理局から指導されておりますのでご了承ください。なお、この情報は、留学生在留資格管理の目的以外には利用いたしません。

以上